

# 河合町議会会議録

平成25年 3月12日 開会

河合町議会

## 平成25年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

### 第 2 号 （3月12日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
中 尾 伊佐男	3
馬 場 千恵子	6
西 村 潔	16
森 尾 和 正	30
谷 本 昌 弘	38
○散会の宣告	45
○署名議員	47

平成 2 5 年 3 月 1 2 日 (火曜日)

( 第 2 号 )

平成25年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成25年3月12日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(13名)

1番	馬場千恵子	2番	杵本光清
3番	吉村幸訓	4番	岡田康則
5番	森尾和正	6番	池原真智子
7番	西村 潔	8番	疋田俊文
9番	谷本昌弘	10番	中尾伊佐男
11番	岡井誠也	12番	辻井賢治
13番	弓戸 猛		

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡井康德	副町長	荒木光義
教育長	藤岡和成	福祉部長	中尾博幸
住民生活部長	竹林信也	まちづくり 推進部長	東 正次
総務部次長	竹田裕昭	まちづくり 推進部次長	梅本英則
教育部次長	井筒 匠	政策調整課長	澤井昭仁
財政課長	福井敏夫	税務課長	岡田昌浩
安心安全 推進課長	森嶋雅也	住民福祉課長	大西孝幸
福祉政策課長	杉本正範	社会福祉 協議会課長	門口光男

保健スポーツ課長	大平謙治	住民生活課長	津田浩二
環境衛生課長	木村光弘	まちづくり推進課長	堀内伸浩
地域活性課長	山本孝典	上下水道課長	石田英毅
教育総務課長	御輿善弘	生涯学習課長	上村欣也

---

#### 会議に従事した事務局職員

局長	増田善紀	主事	堀内一憲
----	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（池原真智子） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成25年第1回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（池原真智子） 本日の日程は一般質問です。

それでは、受け付け順に質問を許します。

---

◇ 中 尾 伊 佐 男

○議長（池原真智子） 1番目に、中尾伊佐男議員、登壇の上、質問願います。

○10番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（池原真智子） 中尾議員。

（10番 中尾伊佐男 登壇）

○10番（中尾伊佐男） おはようございます。

ただいまから質問いたします。

町の活性化事業について。

日本経済は、今年に入って、日々、景気回復は向上していると思われれます。日本経済の景気回復の上昇に乗って、町も地域の活性化事業につなげるときだと思えます。初めに、町の調整区域の見直し、変更する必要だと思えます。特区などの方法も視野に入れて、池部駅前開発をすることが必要だと思えます。そして、佐味田川駅前周辺、大輪田駅前周辺の活性化も踏まえて、町は検討していただきたい。また、町有地、公社地の活用と処分なども見直

す必要があると思います。生かせる土地は活用できることを考えて、売れない残地は単価を下げてでも処分して残地の整備も検討してはいかがでしょうか。今の日本経済の上昇波に乗って商工業の誘致や農業の育成など、住宅地の環境づくりをして人口を増やすことも必要だと思います。池部駅前開発を軸に住民と一体となって、将来、孫や子供たちに住んでよかった町、生まれたよかった町、活気あふれる河合町に、実現、夢でなく実現できるまちづくりを目指して、町は一步一步動いていただきたいと思います。回答、よろしく申し上げます。

○政策調整課長（澤井昭仁） 議長。

○議長（池原真智子） 政策調整課長。

○政策調整課長（澤井昭仁） それでは、私のほうからは、ソフトを中心にして答弁させていただきます。

政府の経済対策などにより、株高、円安など景気回復の明るい兆しが見えてきております。日銀の景気判断も「下げどまりつつある」とっていた表現を「下げどまっている」というふうに変えています。景気が好転すると、人の往来、物の物流が活発になり、社会が活性化します。政府の施策の効果が今後一層あらわれるところを期待するものです。

町としても、他力に頼ることなく、人が来る、企業が来る施策を検討あるいは実施していく必要があると考えます。このような施策は、10年あるいは20年先など、遠い将来にあらわれることが多いですが、今やらねばならないことをしっかり検討して実施していく必要があると考えます。

ソフトにかかわる活性化策は、現在、新商品開発事業計画で定めた事業を順次実施しております。これは、景気情勢にかかわらず、町を元気にするために取り組んでいるものですが、景気情勢に合わせて加速させていきたいと考えております。また、施政方針にもありましたように、20歳代を対象としたUターン・Iターン促進のための施策、子育て支援、幼稚園、保育所のあり方などの検討及び施策を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 議長。

○議長（池原真智子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 私のほうからは、都市計画という点から、町の活性化についてお答えさせていただきます。

都市計画の見直しにつきましては、平成21年4月に町の都市計画に関する基本的な方針であります河合町都市計画マスタープランを策定し、このマスタープランに基づいて平成23年

5月に現行の区域区分が決定されております。

現法制度では、町で随時に見直すことはできない制度となっております。また、安易な住宅開発系への市街化区域編入は、人口減少社会の到来により難しい状況ではあります。現状では、池部駅周辺及び幹線県道・天理王寺線先線などの路線沿線区域の多くの区域が市街化調整区域となっており、駅前及び沿道地域の活性化に向けて大きな課題となっております。ご質問のとおり、池部駅を初めとする鉄道駅前及び幹線県道沿線地域の活性化は、まちづくりを進める上で非常に重要であると認識しており、そのためには、駅前を含めて積極的な土地活用ができる都市計画とすることが必要であると考えております。

今後、池部駅前については、快適で住みよい心の田舎づくりの実現を目指し、地区の特性にふさわしいまちづくりを進めることができる住宅建築緩和などの地区計画制度の導入も視野に入れ、ソフト施策も含めたまちづくりを進めたく考えております。

また、佐味田川駅並びに大輪田駅周辺についても、交通結節機能の充実を図り、バリアフリーや誰もが平等に利用できる施設に配慮した公共施設等の整備を進めるとともに、街なか居住や若者定住にふさわしい住・商・サービス機能がバランスよく配置された市街地の形成に努めてまいりたいと考えております。

日本全体において人口が減少傾向の中で、人口増加は非常に難しいことではあります。人口減少の歯どめあるいは減速化、町外からの来場者の増加などに資する多くの住民が参加するソフト・ハードの事業施策に貢献できる土台となるような都市計画マスタープランの修正について今後検討してまいりたいと考えております。

○総務部次長（竹田裕昭） 議長。

○議長（池原真智子） 総務部次長。

○総務部次長（竹田裕昭） 私のほうからは、町有地の活用、それから処分についてお答えしたいと思います。

町有地の活用、処分につきましては、今後、解散を計画している土地開発公社から引き受ける土地も含め、考える必要があると考えております。町の活性化のための町有地の活用につきましては、長期的な観点を持って、それらの町有地が将来のまちづくりにおいて必要なのか不要なのかの判断が必要であると考えております。不要と判断した土地については、財源確保や維持経費の削減の目的から処分を進めてまいります。処分に際しましては、町の活性化につながるような利用計画を売却条件としてつけた上で処分することもできると考えております。ただ、処分の相手方への課す条件を厳しくすれば売却価格が下がることも考えら



れるため、難しい面もあると考えております。

町が今後不要であると判断する土地は、狭小な土地、不正形な土地など売却に不利なものや一般的に公募に向かないものが多いことが予想されます。そういった土地の処分を今後推進するため、専門的な知識を有する外部の有識者などで構成する委員会の立ち上げを、現在、計画しているところでございます。

以上です。

○10番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（池原真智子） 中尾議員。

○10番（中尾伊佐男） 終わりに一言。町は活気あるまちづくりをなすことが全部難しいとは思いますが、一つ一つ将来のために町が動いてくれることを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池原真智子） これにて、中尾伊佐男議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（池原真智子） 2番目に、馬場千恵子議員、登壇の上、質問願います。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（池原真智子） 馬場議員。

（1番 馬場千恵子 登壇）

○1番（馬場千恵子） 1番、馬場千恵子。通告書に基づき質問いたします。

コミュニティーバスについて。

河合町は、県から安心して暮らせる地域公共交通確保事業の支援を受けています。その事業の課題として、主に高齢者の方々に対する買い物などの生活交通の確保が必要など、4点が挙げられています。昨年のアンケートを受けて協議会が開催され、ニーズの把握及び交通計画の作成が進められていると思います。その進行状況をお伺いいたします。

2番目は、ごみ対策についてです。

昨年の12月議会で、河合町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部が改められました。また、議会にも諮られていなかった燃やすごみ代用シールが4月から廃止ということですが、このことにより町の収入がどれだけ増えると見込んでいるのか、お答えください。また、12

月議会の厚生委員会で、粗大ごみシールを貼って出したら無料というのはどうかという質問に対して、平成17年に有料化検討委員会を開いて、一度に有料にすると住民に負担がかかり過ぎるという判断で、将来的には有料化を考えているという答弁でした。この答弁にあるように、有料化は住民に負担という認識がされています。町としては、住民の負担を軽減して暮らしやすさを追求していくのが本来の姿と思いますが、いかがでしょうか。改めて燃やすごみ代用シールの廃止をやめること、そして家庭ごみの無料化を求めます。

3番目に、タウンミーティングについてです。

河合町に住み続けたい、また暮らすなら河合町と言われるようなまちづくりを進めるために、住民の声に耳を傾ける行政を行うことは不可欠です。河合町の人口は減少傾向にあります。住民が主人公のまちづくりを進め、高齢者も安心して住み続けられる、また安心して子供を産み育てられる河合町が求められています。上牧町に続いて、王寺町も新町長が町民にタウンミーティングを約束しています。河合町でも、ぜひタウンミーティングを開催することを再度提案いたします。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 議長。

○議長（池原真智子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 私のほうからは、1番目のコミュニティーバスについてお答えさせていただきます。

本町では、奈良県より安心して暮らせる地域公共交通確保事業の採択を受けて、河合町地域公共交通総合連携計画を策定すべく協議会を立ち上げ、移動に関する町の課題を整理しながら進めております。

昨年12月の議会でもお答えさせていただいておりますが、よりよい地域公共交通の導入に向けた基礎資料とするため、昨年11月から12月にかけて町内にお住まいの16歳以上の方2,000名を対象に公共交通に関するアンケート調査を実施し、822名の方から貴重な意見をいただきました。その中では、「将来的に新たな公共交通を希望する」、「年をとって自動車の運転ができなくなったら心配だ」、「豆山きずな号の便数を増やしてほしい」等の多くの意見をいただいております。本町における公共交通に係る現状調査も並行して行いました。

なお、今後の予定としましては、今年3月末に第3回の協議会を開催する予定で、委員の皆様意見を聞きながら計画素案をまとめた考えをしております。

以上です。

○環境衛生課長（木村光弘） はい、議長。

○議長（池原真智子） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（木村光弘） それでは、私のほうから、ごみ対策についての回答をさせていただきます。

まず、1つ目の昨年12月の議会での条例一部改正及び代用シール廃止による町の収入は幾らかという、の件でございますが、河合町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の事業系ごみ処理手数料改正による収入額は、一応、年間1,200万円の増、代用シールの廃止による収入額につきましては、年間50万円の増を見込んでおります。

次に、住民の負担を軽減して暮らしやすさを追求していくのが町としての本来の姿じゃないのかと、これに基づきまして燃やすごみ代用シール廃止をやめること、また家庭ごみの無料化を求めることについての回答をさせていただきます。

ごみ有料化によるごみの減量、資源化及び町民の意識改革の成果として、各家庭においては、ごみを多く出す商品は購入しない、無駄なものは買わない、無駄な消費を抑えるなどの行動により、ごみの発生・排出量が減少されることで環境が守られ、住みよいまちづくりの実現を目指す一環となっているのではないかと考えております。

そこで、燃やすごみ代用シールにつきましては、代用シールは、一応、木の枝、布団、毛布など燃やすごみの指定袋に入らない場合に限り、一応使用することになっております。必要な住民に無料で配布しているところでございます。しかし、ごみ袋有料化以来、スーパーのレジ袋、缶・瓶・ペットボトルの袋、段ボール箱などに入れたごみ及び業者により剪定された枝などにその代用シールを貼り、排出されている家庭等が多くあります。また、代用シールを貼って出せば無料となるのは公平ではないという住民の意見もございます。つきましては、現在、住民負担において不公平が生じているという現状ですので、この不公平の解消及びごみの排出方法を指定袋による一本化とするため、代用シールを廃止することといたしました。

最後に、家庭ごみ無料化につきましては、昨年の12月議会において答弁しておりますとおり、現在、無料化は考えておりませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○政策調整課長（澤井昭仁） 議長。

○議長（池原真智子） 政策調整課長。

○政策調整課長（澤井昭仁） 私のほうからは、タウンミーティングについて再提案をいただきましたので答弁させていただきます。

町民に有益な施策を実施するために、町民の意見を聞く広聴活動は必要と考えております。その広聴活動の手段の1つに住民と直接対話するいわゆるタウンミーティングと言われているものがあります。名称はさまざまに「対話集会」、「語り合う会」、「集い」などさまざまございます。例えば、奈良県では、「知事と県民の集い」という名称で呼んでおります。これらの真の目的は、住民の意見を聞き、酌み上げ、施策に反映することです。そして、それぞれの地方公共団体が画一的なやり方ではなく、特色を持たせて実施しているところがございます。こういうものがタウンミーティングだという定義はございませんが、私どもが町政の青写真と位置づけている夢ビジョンの意見交換会が河合町版タウンミーティングであると認識をしておるところでございます。ですので、私どもの認識としては、既にタウンミーティングは実施しているというふうに考えております。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（池原真智子） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） コミュニティーバスについてですけれども、アンケートで822名から返事があったということですが、将来的にこんなふうにしたらいとか、いろいろ要望が出されているようですけれども、その中で、前の質問でも出させてもらったんですけれども、買い物とかの場合は、具体的に言いますと、泉台の人がそのイオンまで買い物に行くとなると一旦、豆山まで行かないといけない。それで、行くときはさほど時間は、30分ほどかかりますけれども、帰りはもう全然便がないという、お話にもならないような豆山のきずな号の運行状況です。また、通院の場合ですけれども、例えば河合の郵便局の前からきずな号に、10時40分が一番早いですけれども、それに乗って佐味田川の駅まで行って、そこから電車に乗り継いで王寺の駅まで、新王寺まで行く。そこで、その近くの眼科に行くとなると、その眼科の受付時間に間に合わない、こういったことが現実にあるわけです。買い物にも通院にも、まことに不便な運行状況になっている。

それで、目が悪いということで、例えば検査が多くある場合だったら全然その受付時間にも間に合わなくて、タクシーを利用するとなると経済的にも負担が重くのしかかってくるといった、こういった現状を解決できる方向で、協議会で話し合いが進んでいるのかどうかということもお聞きしたいんですけれども、そういったことを解決するというのでそのコミュニティバスの運行を考えていただきたい。これは、買い物にも不便、こういった通院にも不便ということで、年をとったらこの町には住んでいけないわというような声も出ています。それで、実際に周りを見渡すと空き家が幾つもあるというような現状も見てるので、年

いっても安心して住みたいので、こういったことも改善してほしいというような声も多く寄せられています。それで、このコミュニティーバスについては、次は3月ということですが、去年の暮れにアンケートをとって1月に協議会を開いて3月ということですが。このコミュニティーバスは本当に緊急な課題で、重要な課題で、しかも緊急な課題と言えますので、ぜひ早急に改善、対応をしていただきたいというふうに思います。

それと、次ですけれども、ごみの対策についてですけれども、条例が改定されたことによって1,200万円の増収、またシールをなくすことで50万円の増収を見込んでいるということですが、そんなに収入増のためにやっているというわけではないと思うんです。それで、実際にこういったシールを貼って出すのが不公平だとか、マナーが悪いとかということも提案されていることと思うんですけれども、こういったことに便乗して値上げするということは、住民に既に消費税も上がる、年金も下げられるという状態で負担が重くなっているのに、よりその生活に密着した部分で値上げがされていくというのは、よくないことだと思います。

それで、そのシールの廃止ですけれども、実際には出す方法が悪い、ちゃんとルールを守って出していないというところもネックになっていると思います。このことについて、どんなふうにマナーを守ってもらうとか、正しく出してもらうかという努力をされているかということもお聞きしたいと思います。例えば、ある地域では、燃えないごみのところに、袋に出すところには名前を書いて出すというようなところもありました。それで、シールに名前を書いて出していただくというところもわかるので、プライバシーもあるかもしれませんが、これが最もいい方法とは言えないかもしれませんが、いろんな方法を考えた上での廃止と有料化なのかということもお願いしたいと思います。それで、前の12月に質問したときですけれども、十分にリサイクルするに当たっての努力がされていない、その中での有料化になっていると思います。

それと、そのシールを出すと無料というのは不公平ってということですが、もともと無料化だったのを有料化にしてるので、むしろ有料化を無料にするというふうな方向で進むべきだと思います。

それと、先ほど持ち込んだら無料という部分でちょっと重さが軽くなって負担が多くなっている部分ですが、とりに来てもらってる、ステーションに出してとりに来てもらってるというわけじゃなくて自分たちで持って行っているごみですので、むしろ持って来てもらったら無料にするというのがいいんじゃないかというふうに、普通じゃないかと思います。

それで、実際にそのごみの無料化についても奈良県全体で見ますと、6市で無料になっています。それで、西和7町で言うと、もう4町が無料のままなんです。そういったところの経験も踏まえて、無料化の方向でもう一度考えてみてください。

それと、タウンミーティングですけれども、それぞれのところで河合町も人口が減ってきていると、これはもうどうしても今の傾向では難しいところなんですけれども、夢ビジョンでいろんな形は違うけれどもタウンミーティングを実施しているということですから、こういった1つのテーマだけじゃなくて町政全体について住民の方の意見を聞いていただくということが大切かと思えます。それで、毎月10人、20人という形で減ってきているというこういう現状をもっと真摯に受けとめていただいて、どうすればそれを食い止められるのかというところを考えてもらいたいと思います。

それと、夢ビジョンでの懇談会なんですけれども、大勢の前で話をする、提案をする、意見を言うというのは、大変限られた方しかできない勇気の要ることだと思います。実際に、後でこうやああやというふうにおっしゃっている方もお聞きしますので、できるだけ小さな単位でお話を聞くということが大切かと思えます。それで、町政を進める土俵というか、町政を進めるために大切なおところというのは、やっぱり地域にあると思います。その地域に出向いて行く、その住民と同じ土俵に乗った上でその住民と話し合うということが必要かと思えます。

それと、町長の直通便とかでも、前にもお聞きしたと思うんですけれども、直通便に寄せられてる意見とか、便数も増えてきているというふうにおっしゃっていたと思うんですけれども、それだけ要望が多くなってきていると思います。こういった要望を町長の直通便で便を待っているんじゃなくて町長が出向いてもらうということが大切だと思います。

それで、この間王寺町でも新しい町長に変わりました。タウンミーティングも約束されています。それで、住民は変革を求めています。河合町をよくしてほしい、住みよいまちにしてほしい、要望を聞いてほしいという要望がどんどん強くなってきていると思います。それで、こういうあらわれが王寺町におけるその町長、新しい町長の誕生というふうにもなっているかと思えます。これは、隣の町だけじゃなくて香芝市でも新しい市長に変わっています。それで、やっぱり住民の声に耳を傾ける、そういったことで町民の要望を聞くということが大切かと思えます。香芝市だけではありません。下市のところでも町長も変わっていますので、やっぱりそういった住民の声を受けとめて変革をしていくということで進めていただくということが重要かと思えます。

それで、これまた後でいいと思いますけれども、そういう点について町長が出向いて町民と膝を交えてお話しする、いろんな小さな声でも聞いて受けとめて町政に反映させるということをそのタウンミーティングという形でやっていくのかどうかということを町長に直接お聞きしたいと思います。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 議長。

○議長（池原真智子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 現在の豆山きずな号で買い物に行って帰りの便がないとか、通院に行く際に通常の間よりも遅くなってしまふといったことは、アンケート調査の中からも出ております。実際、そういったことも含めて、今、課題の中心としては、高齢者、障害者の方たちの買い物、医療施設などへの生活交通の確保の必要性ということは非常に重要であると認識しており、今後その全てを解決するということでは非常に難しいことではあるかと思っておりますけれども、少しの改善、少しずつでも改善できるような方向で検討を進めているところであります。その緊急課題としてということで、早急に実施ということについても、できる限り早く改善できるような方法で検討して進めたいと考えております。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（池原真智子） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 先ほど言われた、私が、もう具体的に申し上げたことですが、本当に緊急を要しています。それで、実際に私のところにも寄せていただいた方についても、もうここには住んでおれないようになるというのが寂しい、もっと便利なところに住まなければいけないのではないかというふうなこともおっしゃっていましたので、本当に全庁挙げて考えていただきたいというふうに思っています。

それと、町長への質問ですけれども、お願いいたします。

○環境衛生課長（木村光弘） 議長。

○議長（池原真智子） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（木村光弘） ごみの件についての質問でお答えしたいと思います。

まず、条例改正と代用シールとの収入の件についてご質問ありましたが、一応、条例改正につきましては、事業系のごみ処理の手数料の改正ということで、これらにつきましては、当然、事業者側さんから生じたごみについては自己処理責任というのが義務づけられており、そういうような観点から受益者負担の公平性の確保でそのときに改正をさせていただいたということで、応分の負担を求めるといふことが必要であるというもとについて改正をさせて

いただきます。代用シールにつきましては、一応、先ほども答弁させていただきましたとおり、当然、今現在、住民間に不公平性が生じているという現状ですので、その辺の不公平さの解消をするために、今回、廃止というような形になっておりますので、お願いしたいと思っております。

それと、代用シールについての広報でございますが、廃止する以前からも出し方について、いろいろと広報、またホームページで掲載等させていただいております。そういうような中で、今回、現状が先ほど言いましたような現状でございますので、また新しくどのように出すかという今回につきましても、2月の広報、3月の広報というような形で出し方等の写真等、掲載させた方法での広報活動しております。

それと、あと住民の方のマナーとかの形でごみ袋に名前等を出している地区とかあるということですが、行政としましては各ごみ袋に個人の名前を書いて出してくれということまでは強制いたしておりません。指定袋で出されておれば河合町のごみであるという認識のもと、収集、運搬等しております。ただ、地区によりましては、いろいろと環境さんとか、いろいろ協力をいただいております。掃除とかいろんな面で、また分別等、協力するに当たりまして、その地区、地区でいろいろな指導等やっておられる中で、このような形で名前を出して、名前を記入して出しておられるようなところもあるということは認識しておりますが、今のところは行政としては、そこまでのことは一応しないということをお願いしたいと思っております。

あとは、無料化の方向を再度求めておられるということなんでございますが、これにつきましては、当然、有料検討化委員会で、住民参加のもとで諮られたことの上、基づいて実施しておりますので、今のところそれらに基づいて実施しておりますので、一応は、無料化は今のところはまだ考えておらないと。今後一応はそういう形で、無料化のほうは考えていないということでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○1番（馬場千恵子） 議長。

○議長（池原真智子） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） ごみ対策についてですけれども、有料化検討委員会って、それいつの話ですかね、その、最近また開かれたということですか。

それと、有料化そのものなんですけれども、もともと無料でした。それで、無料のままいつているところが西和7町の中で4町あります。それで、ごみの処理そのものは税金



で処分されてますので、町民としては既に有料というか、負担しています。それで、プラスアルファごみの袋でまた有料ということで、二重、三重の負担になっています。それで、しかもその低所得の方、年金暮らしの方などは、すごく負担になっている中身です。それで、それにもかかわらず、またごみの代用シールをなくすということで負担を上乗せしているという状況になってますので、そういう点も検討していただきたいと思います。

それと、タウンミーティングですけれども、私のささやかな経験ですけれども、私は、昔というか、仕事をしているときに地域で医療懇談会とか、健康班会とか開く、それを推進するような仕事をしていました。それは、病院の中でお医者さんとか、PTさん、OTさん、また栄養士さんとかが健康を増進するというか、守るために地域に出向いて懇談会とかを開くというような活動です。それは、本当に患者さんが病院でそのドクターの前に座っている相談する、お話をするという、症状を訴えるということだけじゃなくて、地域に出て行って膝を交えて話をするということで、いろんな質問も出たり、悩みも出たりということで、すごくいい効果が得られているし、親密感も生まれてきています。こういう点で、町長もみずから出て行ってもらって町民と一層のつながりを深めていただいて、信頼感、親密感を深めていただいて町政を進めていただきたいというふうに思います。

それで、このタウンミーティングは町民のためでもありますけれども、町長自身が夢に描いておられる浪漫を町民に知っていただく絶好のチャンスでもあると思います。それで、町長自身がされることですので、このタウンミーティングしていただけるのか、それともしていただけないのか、こういうことは必要でないのか、またほかに理由があるのかということをお聞きしたいと思います。

○副町長（荒木光義） 議長。

○議長（池原真智子） 副町長。

○副町長（荒木光義） タウンミーティングの件で、いろいろとご質問いただいております。ただいま町としての現状についてご説明をさせていただきたいと思います。

この意見交換につきましては、住民のほうからもいろいろと提案を受けてきております。それで、この意見交換をすることによりまして、両方の意見をキャッチボールしながら、いい提案が出てくるのではないかと。また、行政の不備もまた確認ができるのではないかと、そういうことでいろいろと腹割った中で河合町をいかにして前に進めていくのか、また安心して、また安全な形で年寄りも子供もすくすくと育て、また安心して暮らせる、そういった意見の交換をやはりすべきではないかと、こういうことでいろいろと検討しておるところで

ございます。また、現在、各自治会の会長さん、また大字の総代さん、ここいらに何とか開いていただけるように今後も要請はいたしておりますけれども、今後もそういう意見の交換会ができるように検討して、また要請もかけていきたいなど、このように思っております。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（池原真智子） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 今のは、副町長からお返事いただきましたけれども、タウンミーティングをしていただける方向ということで受けとめてよろしいんですか。

○副町長（荒木光義） 議長。

○議長（池原真智子） 副町長。

○副町長（荒木光義） その方向で一定のルール、また内容を詰めまして、進めていくということを検討させていただきます。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（池原真智子） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 実際に出て行ってもらうのは町長ですので、町長のお口からお聞きしたいと思います。

○議長（池原真智子） 暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（池原真智子） 再開します。

馬場議員。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

タウンミーティングについてですけれども、副町長のほうからタウンミーティングをしていただけるということでしたので、具体的に進めていただきたいというふうに思います。それで、町長からの直接のお返事がなかった、声がお聞きできなかったということは残念ですけれども、前回も池部の3丁目の質問をいたしましたときに、開発の質問いたしましたときに、町長は席を立たれておりますので、町長がお答えいただきたいということについては直接お聞きしていません。今回もそういった結果になりましたけれども、今後に期待いたします。

て質問を終わりたいと思います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（池原真智子） はい、町長。

○町長（岡井康徳） 複雑な質問かなと、最終締めかなと思ったんですけども、途中で切っ  
ていただいたんで、どう返答すればええか、考えるところでございます。しかし、先ほど副  
町長が答えましたように、私と副町長は既にいろんな話し合いをしております。同じ意見  
を持っておりますんで、その辺をご理解いただければいいのではなかろうかなと、そういうふ  
うに思っています。今後、副町長が答えましたような方向で、これからも進めてまいりたい  
というふうに思います。

○議長（池原真智子） これにて、馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 西 村 潔

○議長（池原真智子） 3番目に、西村 潔議員、登壇の上、質問願います。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（池原真智子） 西村議員。

（7番 西村 潔 登壇）

○7番（西村 潔） それでは、議席番号7番、西村 潔が質問させていただきます。

3つございまして、1つ目が25年度の一般会計予算及び24年度の一般会計補正予算につい  
ての質問いたします。

25年度の一般会計予算の河合町の基本方針について質問いたします。

まず、1つ目として、予算規模が60億6,000万円から59億円になって、1億6,000万円の減  
額になったということでございます。この理由としては、積立金、普通建設事業費の減少が  
主な要因だというふうな分析を町はしております。それぞれこの減少になった内容を、新た  
に質問をさせていただきますので、説明をお願いしたいと思います。

それから、2番目、歳入の減少の中で主要の一般財源というの、総額というのが毎年計算  
されておりますけれども、これが約5,532万円減少する見込みだということでございます。  
新たに説明を求めます。詳細に、ご回答をお願いしたいと思います。

それから、3番目、歳出について、25年度予算の中で新規事業について、その件数、それ

から総額、その財源、新規事業となった経緯、その理由を、説明をお願いしたいと思います。  
それから、拡充事業についての同じく件数、総額、拡充した経緯、理由を、説明をお願い  
したいと思います。3番目、廃止縮小事業について件数あるのかどうか、総額、経緯、理由を、  
説明をお願いしたいと思います。

次に、国の24年度補正予算に伴う河合町の補正予算について質問いたします。

その対象事業の選定に当たり、どういう基準でされておられるのか。事業の規模、予算執  
行時期について説明をお願いいたします。

2番目、これらの補正事業がない場合、25年度予算で計上した場合、どのような財政上の  
相違があるのかを、説明をお願いします。

3番目、補正予算を組むことで25年度予算に与える影響として、どのようなことが考えら  
れるのか、回答をお願いしたいと思います。

それから、土地開発公社の解散に伴う25年度当初予算の措置について質問いたします。

予算書を見る限り、何ら考慮はされておられません。どのような視点でそうなるのか、補正  
で計上すればよいと考えているのかどうか、全く当初予算に組み込まない理由を説明してく  
ださい。

そこで、具体的に質問いたします。

まず、1つ目、起債時期です。それから、発行条件など、今後のスケジュールについて現  
時点でどのようになっているのか、考えていますかということ、お答えください。

2番目、起債する時期を3月末ではなく前倒しする考え、あるのかどうか。まだ、ご回答  
いただいていませんけれども、予定ではそういうふうを受けとめるわけですけれども、もし  
その前倒しをしないのであれば、どういう理由からそういうふうにするのか。3月であくま  
でも起債を発行するのかどうかということ、これの回答をお願いします。

それから、3番目、私は、この三セク債の発行時期をできるだけ早めるべきであると考え  
ております。発行の時期、発行条件について、町はどのように今考えているのか。今のとこ  
ろ、具体的に考えを聞いておりませんので、ご回答お願いしたいと思います。

それから、4つ目、なぜそういう質問をするかということですがけれども、現時点における  
今後の、例えば6カ月とか、1年後の金利情勢について、どのように見ているのかと、行政  
が見ているのかについてなんです。それで、これは非常に重要なことだと、私は思っており  
ます。3月8日現在の長期金利の基準というのは、10年債で0.64%です。それで、20年債で  
1.58%です。それで、金利のターゲットとして、河合町はどのように考えておられるのか。

例えば、金利のシミュレーションや金利のシナリオをどう見ているのかについて回答いただきたいと思います。

それから、以上の過去のこの土地開発公社が持っている今後の見通しなど、課題が山積しているわけです。当然、解散に伴って住民に対し、いろいろな情報を適切にわかりやすく情報提供する必要があると思います。そこで、土地開発公社の設立から今日に至るまでの全体像がわかる毎年の総括収支報告書、河合町住民が負担した支出、収入及び今後三セク債満期償還までに河合町住民が負担する毎年の収支のシミュレーションを作成していただいたと思います。こういう資料を持って住民説明会の場で説明する必要があると、私は思います。町長、町の所見をお聞かせしてください。

それで、例えば①として、住民に過去の負担を強いているわけです。これからも30億円近い債務の負担を新たに負わせるわけですけれども、直接、住民に説明することについて行政はどう責任をとるのかということです。解散プランをインターネットで表示されております。それから、その意見を求めております。そういうインターネット経由でニュースするだけでいいのかどうかということです。これらを、意見を求める前に情報を提供すべきじゃないでしょうか。先ほど言うたように、この全体像がわかる収支、幾ら負担したのですか。後で質問いたしますけれども、そういうことがわかりやすく住民に伝えないといけないということです。ただ、二十何ページの解散プランで、経緯とか、相互、多岐にやっておりますけれども、これはほんの一部だけです。そういう意味で、これらの意見や総合収支報告書、作成をしていただいて住民説明会で提示してはいかがでしょうか。

それから、この住民説明会を行うことについては、行政側の権限でございましてけれども、その、なぜ開かないのかとか、なぜ開くのかということについての考えを明確にするべきだと思いますね。合併協議会の際に住民説明会しました、私もほとんど出席しました。ところが、合併協議会の話じゃなくて、先ほど馬場議員から指摘もあったように、そのほかの行政の施策に対しての質問がほとんどだったというのが現状だと思います。そういうことを想定した場合に、住民からの責任の追及を想定しておってあえて開かないのか、解散について何か恐れているのか、何か行政側に不都合なことがあるのかどうか、これについての意見を求めます。

それから、先ほど触れましたけれども、毎年の総合収支報告、今後の収支シミュレーションを作成する意思がありますか、確認をお願いします。

それから、最後に、そういう収支報告書とか、シミュレーションを作成した上で、6月ま

で住民説明会の開催を要求いたします。ご回答、お願いします。

次に、2番目なんですけれども、住民の生活の足を確保するためには、河合町の役割について質問します。

1つ目が、基本交通計画策定に向けて昨年より運営協議会の協議が始まっております。先ほど、馬場議員のほうからも質問ございました。これについて質問いたします。

基本交通計画について河合町はどのように考えているのか、お聞かせください。例えば、さらなる高齢化に伴いまして、個別の車の利用から公共交通利用への拡充とか、そういう道筋をつけたいのかどうか、そういうように考えているのかどうかです。それから、公共交通の担い手であるバス会社とか鉄道会社、タクシー会社の役割をどのように行政が考えているのか。それから、交通公共関係の利用するに当たって、当然、運行費用がかかるわけです。その費用を誰が負担するのか。例えば、利用者が負担する、交通会社が負担する、住民が負担する、行政が負担するということが考えられるわけです。どれぐらいの経費を、誰が、どれだけ負担すれば維持できるのかということについて、この運営協議会の中で話がしているかどうかです。

そこで、2番目として質問します。

運営協議会設置の目的、構成委員、議事の内容、議事録の公開、協議会の傍聴の可否などについて説明をお願いいたします。

それから、3番目。今年度の目標として公共交通のあり方を含め、何を話し合おうとしているのか。今後のスケジュールはどのようになるのかについて説明をお願いいたします。

それから、次に生活を支える移動を確保するための組織づくりをどのようにつくっていくかということなんですけれども、先ほど馬場議員のほうからいろいろコミュニティーバスとかも出ておりますけれども、具体的に言いますと、現在稼働している豆山きずな号の運行実績は一体どうなっているのか。前にも質問いたしました。回答、お願いしたいと思います。

それから、今後の見直しのスケジュールを持っているかどうかです。例えば、組織化する予定があるのか、あくまでも全体の運営協議会の中で話をするのか、あるいは豆山きずな号だけの運用をどうしていくのかということ組織化する気持ちがあるかどうかです。組織化する必要がなければ、なぜないのか、回答、お願いしたいと思います。

それから、福祉有償運送の運行実績、課題、今後の展望について説明をお願いいたします。

地方の運営協議会の実態について説明をお願いしたいと思います。開催の回数、それから開催の目的、福祉有償運送についての参加者の意識です。それから、新規届け出件数、有償

運送の実績について情報提供をお願いいたします。

3番目のオレオレ詐欺や金融商品防止に対する役場の支援体制について質問いたします。

日ごろ、役場は地域住民に、とりわけ高齢者に対する詐欺の防止の取り組みのための活動を鋭意されていると思います。にもかかわらず、手口の巧妙化、1件当たりの詐欺される金額の高額化が顕著になっているわけです。2年ほど前に、私は、一般質問でこの問題を取り上げました。このままでは、ますます詐欺件数、金額の増大が避けられないというふうに指摘をさせていただきました。それで、例えば金融機関や警察との合同協議会を立ち上げていただきたいとか、そういう話をさせていただきました。

そこで、改めて河合町が何ができるのかということについて、あるいは何をされているのかについて質問いたします。

まず、1つ目、独自に行っている活動。2番目、地域との連携をどのように行っているのか。3番目、防止のための決め手はあるのか、あると思っておられるのかどうか。以上について改めて確認いたします。

2番目。私は、現在、振り込み防止対策について非常にこれは重要やと思っております。振り込んでしまえば終わっちゃうわけです。そこで、金融機関や警察などからどのような情報を入手できているのかどうかです。また、これらの情報をどのように役場が活用しているのかどうかです。例えば、まず1つとして、金融機関での振り込み業務や事務の中でできる対策について情報をもらっているのかどうかです。また、その活用をどうしているのかです。それから、銀行の防止マニュアル、防止対策など銀行側の情報を掌握されているのかどうか。3番目、振り込み先の預金口座、法人入金詐欺の実態についてどのような情報を得られるのか、あるいは得られないのか、またその活用方法はどうか。4番目、犯罪収支移転防止法、俗に言うマネーローダリングです。この場合は、当然、金融機関が監督官庁に届け出る必要があるわけです。こういうものについて、この詐欺事件というものも入っているのかどうかとか、そういう情報を金融機関と連携しながら活用しているのかどうかということについて回答をお願いしたいと思います。

追加質問があれば、自席でさせていただきます。

以上です。

○財政課長（福井敏夫） 議長。

○議長（池原真智子） 財政課長。

○財政課長（福井敏夫） それでは、私のほうから、平成25年度の一般会計、まず当初予算の

基本方針ということでお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、予算規模は59億円、対前年度1億6,000万円の減額、率でマイナス2.6%の減になっております。その大きな理由といたしましては、まず普通建設事業費でございます。普通建設事業費については、幹線道路の舗装改修など所要の予算は25年度で確保したところでございます。それと並行して国の24年度の第1号補正を受けまして、中学校施設の耐震化事業、これらを平成24年度補正予算として前倒し計上しております。そのことから、普通建設事業は対前年度マイナス4,700万の減額になっております。それと、もう1点、大きな減額の理由といたしまして、積立金についてでございます。平成24年度当初予算におきまして、土地開発公社への貸付金1億2,500万円、これの返済を受けまして、同額を財政調整基金に積み立てております。それが平成25年度にはなくなったことから、対前年度でマイナス1億2,500万円の減額になっております。これが、歳出の大きな減額の理由でございます。

次に、歳入についてでございます。

歳入につきましては、歳入の根幹である町税、これにつきましては、法人企業の業績の回復の見込みから、法人住民税あるいは県と市町村の配分率の変更がなされることから、たばこ税の増収などが見込まれます。ただ、一方で、経済情勢の低迷などから、個人住民税あるいは固定資産税、これらが減収する見込みでございます。したがって、町税の全体像といたしましては、ほぼ前年度と同額と見込んでおります。また、地方譲与税、交付金、これらにつきましても、国の地方財政計画の伸び率などを参考に試算いたしますと、ほぼ前年度と同額が見込まれます。しかしながら、地方交付税、これにつきましては、地方財政計画でマイナス2.2%の減額となっております。また、町税の動向あるいは地方財政計画の伸び率などを参考に試算しました結果、臨時財政対策債を含む実質の地方交付税総額、これにつきましては5,500万円、マイナス2.3%減少になる見込みでございます。これらを合わせた主要一般財源が5,500万円減少する大きな理由というのは、地方交付税の減額にあると考えております。

次に、歳出の事業についてでございます。

まず、平成25年度新規事業といたしまして、まず民生費で県から移譲されます未熟児養育医療給付事業あるいは育成医療給付事業を実施してまいります。また、子ども・子育て支援法に基づきます支援事業計画の策定などを実施してまいります。次に、農林商工費におきましては、住環境の向上あるいは地域経済の活性化を図る目的で住宅リフォーム助成事業を実



施してまいります。さらに、土木費におきましては、緊急雇用創出事業を活用いたしまして、町内公共交通の充実を図るため既存公共交通路線の実態調査などを実施してまいります。さらに、教育費におきましても緊急雇用創出事業を活用いたしまして、児童・生徒の学力向上等を図るための学校・児童生徒支援事業あるいは町内に残る古文書、民具保存の基礎資料とするための文化財史料基礎調査事業を実施してまいります。また、教育費、いじめ・不登校に係るスクールカウンセラーの配置時間数の拡充あるいは廣瀬神社砂かけ祭りステージ設置などの充実を図ってまいります。予定でございます。

次に、平成24年度補正予算について、国の補正予算に伴います河合町の補正予算というご質問でございます。

今回、国の補正予算を活用いたしますと、国庫補助金が増額されます。また、地方債の充当率も引き上げられます。さらに、その地方債のうち後年度に交付税に算入される割合、これも引き上げられます。などなど、通常の事業を実施する場合と比較いたしまして財源的にかなり有利でございます。そのことから、本町では4事業を平成24年度に前倒しして補正予算計上したところでございます。なお、対象事業につきましては、今回、国の緊急経済対策補正予算、これらの対象となる事業ということで、次年度以降に予定していた事業あるいは今後町として必要となる可能性が高い事業を選出いたしまして、国・県と協議を重ねた上で決定したところでございます。

今回、国の補正予算に伴う事業、4事業につきましては、平成25年度繰り越すことを予定しております。25年度中の完了という必要があります。ただ、具体的な予算執行時期については、現時点では未定となっております。

事業については、4事業で総事業2億5,555万3,000円でございます。まず、1点は、ため池の緊急点検事業を行います。2点目に、町道等の路面性状調査及び道路の舗装修繕計画策定業務を行います。次に、橋梁長寿命化修繕計画策定業務を行います。最後、4点目といたしまして、中学校施設の耐震化事業を実施してまいります。予定でございます。なお、これらの事業を平成25年度から24年度へ前倒ししたことによりまして、平成25年度の当初予算の普通建設事業がかなり圧縮される結果となっております。

最後に、土地開発公社の清算に伴う予算上の措置ということでございます。

まず、土地開発公社の清算につきましては、平成25年度末までの制度であります三セク債を活用し、公社の解散とあわせて借入金の解消を図ることが最善策であると考えております。そのため、公社の清算に伴う予算措置につきましては、公社解散プランを策定し、議会への

説明あるいは住民への公表等を経た後で、平成25年6月議会で公社の解散あるいは三セク債の借り入れの議案上程、行う予定をしております。

それと、三セク債の起債の時期あるいはそれらのスケジュールについてでございます。三セク債の発行に当たりましては、奈良県知事の許可が必要になります。その許可を得てから三セク債発行するということになりますので、町といたしましても、議員ご指摘のとおり、金利の低いうちに借りてしまいたいところがあります。ただ、6月に議会上程をさせていただきまして、その後、作業にかかります。幾ら早くても9月、10月ぐらいに許可が出るという形になると思います。そういうことで、ご了承、よろしくお願いします。

あと、それと三セク債の金利の予想ということにつきまして、三セク債につきましては、借入先が銀行等という指定がございます。それで、通常、南都銀行等で借り入れる場合につきましては、10年間の金利見直しという変動金利で借り入れることになります。三セク債の発行に当たりましては、金額が大きいことから、当然、何社か、金融機関から見積もりをとった上で低い金利で借りるように協議を進めたいと思っております。

それと、最後には、三セク債の収支シミュレーションにつきましてでございます。現在公表させていただいております公社の解散プランの中では、金利を2%に設定した場合のシミュレーションをおつけしております。当然、実際の借り入れが決まった時点で金利が下がれば、それに伴ったシミュレーションの修正は行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務部次長（竹田裕昭） 議長。

○議長（池原真智子） 総務部次長。

○総務部次長（竹田裕昭） 土地開発公社の解散に対する住民の説明会は開かないのかということですが、現在、住民説明会は予定しておりません。議員おっしゃるように、3月の広報で解散の内容を住民のほうにお知らせしております。また、3月1日からホームページ上で解散プランの全文を載せて意見を現在募集しております。今は、現在、インターネットのホームページに載っているだけですけれども、3月15日広報お知らせ版で解散プランについての意見の募集、これを記載する予定をしております。広報紙やホームページで広く意見の公募を行い、いただいた意見、これに対して正確に型に残す形で回答することにより説明責任を果たしていきたいということで説明会は行いません。

以上です。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 議長。

○議長（池原真智子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 私のほうからは、議員質問の大きな2番、住民の生活の足を確保するためにはの1番、基本交通計画策定に向け、協議会の動きについてお答えさせていただきます。

町民の日常的な移動に欠かせない町内公共交通網のサービス向上及び公共交通空白地域の軽減に向けて施策のあり方を検討し、地域公共交通の確保維持改善を図る目的で、昨年8月に河合町地域公共交通活性化協議会を設置し、河合町地域公共交通総合連携計画を策定すべく、まちの課題を整理しながら進めており、今月末には3回目の協議会を開催する予定であります。

おっしゃっておりますバス会社、タクシー会社等の役割についてですが、路線バス、タクシー等という既存交通として非常に重要な交通網であり、新たな公共交通については、それらとの競合を避け、共存する交通でなければならないと考えております。今後とも、バス会社、タクシー会社と協議を続けていきたいと。特に、タクシー会社等につきましては、公共交通を超えて、現在、福祉タクシーであったり介護タクシーといった部分でも非常に重要な位置を占めておりますので、今後とも新たな交通について協議を進めたいと考えております。

また、構成委員、議事の内容、議事録の公開については、河合町の情報公開条例に準じ、公開を検討しており、協議会委員の了解をいただいた上で、平成25年度から町のホームページ等で公開していきたいと考えております。また、協議会の傍聴については今後検討してまいりたいと考えております。

目標とスケジュールについてですが、現在までに町民アンケート、町内公共交通の現状調査を実施し、それらの結果を受けまして課題の抽出・整理、新たな公共交通についての検討の方向性をまとめているところであります。

運行経費につきましては、当然、公共交通を維持する上で非常に重要な部分であります。運行経費につきましては、当然、運行形態、路線、便数等、いろいろな条件により変動する可能性が多くありまして、現在それらについて検討する段階でありまして、今のところその費用負担等についても、その結果を受けて考えていきたいと考えております。

今後は、豆山きずな号の発展的な改編による新たな公共交通の検討を含め、河合町地域公共交通総合連携計画（案）を策定し、住民の方へ提示できるよう頑張りたいと考えております。

○社会福祉協議会課長（門口光男） 議長。

○議長（池原真智子） 社会福祉協議会課長。

○社会福祉協議会課長（門口光男） 巡回ワゴンにつきましては、現在、豆山きずな号と改め、4つのルート朝・昼・夕の各3便を運行いたしております。

利用状況につきましては、平成23年度実績では年間9,359名の方が利用され、1日平均約30名の利用ということになっております。大輪田・泉台ルートが約4,000名と最も多く、1日当たりの利用者は約13名。次に、西大和地区ルート約2,900名、1日当たり約10名。次いで、佐味田・西大和地区ルート、穴闇・川合方面・西大和地区ルート、ともに約1,300名で1日当たり約4名という利用となっております。停留所別につきましては、豆山の郷が最も多く、西大和公民館、泉台、役場、大輪田駅、佐味田川駅の順となっております。曜日別につきましては、土曜日、日曜日は少なく、火曜日は最も多く、以下、水、木、金の順となっております。

今後の見通しのスケジュール、組織化等につきましては、地域交通活性化協議会におきまして河合町の交通戦略について検討をいただいておりますので、連携を図りながら検討を進めてまいりたいというように考えます。

○福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（池原真智子） 福祉政策課長。

○福祉政策課長（杉本正範） それでは、福祉有償運送についてお答えさせていただきます。

福祉有償運送は、要支援者や身体障害者などの方に対して公共交通によるサービスが十分に確保できないと認められる場合に、NPO法人や社会福祉法人などが行う営利とは認められない範囲の対価によってドア・ツー・ドアの輸送サービスを行うことをいいます。本町では、社会福祉協議会が実施しているところでございます。

まず、運行実績でございますが、24年度で112名の利用登録があります。年間約2,000回運行しております。また、年々増加の傾向にございます。課題につきましては、福祉有償事業では、通所、買い物、レジャーなどが可能となっておりますが、現在、河合町では社会福祉協議会では利用目的を通院に限っていることと採算面で厳しいことが挙げられます。今後の展望につきましては、公共交通が利用しにくい方々を対象を絞ったサービスという方向で検討していくべきかと考えております。

次に、福祉有償事業運営協議会でございますが、西和7町で共同設置しております。福祉有償運送の必要性、利用の対価、その他必要となる事項を地域の関係者が集まり協議する場でございます。また、地域福祉の向上に寄与するよう運送事業者に指導、助言を行うよう

努めるものでございます。登録時業者数は現在9事業所でございますが、新規参入はございませんが、他の地域で運営されている事業所が西和7町の地域内の利用者が発生したということで登録されたのが1件ございます。委員は、住民及び利用者を代表する者として、7町の老人クラブ、身体障害者協会などの代表者の方、NPO代表、奈良県タクシー協会の代表、タクシー乗務員代表、近畿運輸局、有識者、それと7町の職員で構成しております。現在の委員数は、24名でございます。会議は、年1回ないし2回、全体会議を開催しております。年に数回、担当者の会議を開催しております。

以上でございます。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 議長。

○議長（池原真智子） 安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 私のほうからは、3点目のオレオレ詐欺等に関してお答えをいたします。

役場の活動内容といたしましては、啓発、注意喚起が中心となっております。具体的には、警察から町内で予兆電話等も含めた事案発生との連絡があった場合、防災行政無線で注意喚起。消費生活相談員と地域包括支援センターが協働してのケアマネジャー会議や民生児童委員を通じて被害に遭いやすい高齢者の方へ「News こんなことに気をつけて」と題してのPR。地域安全推進委員による金融機関やATM前での警戒及び啓発。防災防犯専門部会や総代自治会長会への発信を通して広く住民に周知。町広報、お知らせ版等々で実施しております。

日々その手口を変える犯罪に対処する決め手というものは、現在のところ残念ながらございません。住民一人一人が正常な判断力を持つことが重要だと考えております。被害者は高齢者が多いことから、「一人で悩まない、一人で振り込まない、一人で判断しない」、「自分だけがもうかるというおいしい話はない」といった簡単でわかりやすい言葉でこれまでと同様に継続して訴え、未然に被害を防止することが効果的だと考えております。

次に、警察、金融機関から入手できる情報の活用についてでございますが、警察からは、発生事案の手口や状況について情報の提供を受けておりますが、金融機関から振り込み防止対策について情報を入手することは極めて困難であることから、その活用について我々が関与できる立場ではないと考えております。振り込め詐欺は言うまでもなく卑劣な犯罪でございますので、警察が核となって対応すべきで、実際にその責務を果たしてくれております。その中で、町あるいは金融機関に対して協力要請があれば、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（池原真智子） 西村議員。

○7番（西村 潔） 今年度の予算規模が縮小した理由というのは、非常に技術的な問題、土地開発公社の資金が減ったというようなことが大きな要素ということについて、非常にちょっと違和感を感じております。もちろん、予算規模が縮小していく傾向は今後も続くと思いますけれども、今後、土地開発公社の起債が増えれば、当然また変わってくると思います。

そこで、その土地開発公社の、今、現状について、説明会を行わないというふうな考えを従来から主張されております。それで、こういう解散プランを出しているわけです、インターネットで。これに対して回答くださいという、こういうのを出しているわけです、5月17日までね。ところが、質問をするとか、疑問についての対する情報はこれで十分かどうかということ。これで十分だと思ってるんですか。例えば、そしたらこの土地開発公社ができてから今までどんだけのお金を出して、どんだけの支出をして、どんだけの事業化したのかについて説明をできますか。それを出さない限り、こういう一般的な行為、経緯だけ書いてわかるんですかね。そここのところを踏まえて、これで情報公開していますよと、それからこの意見を提出してくださいよと、これで何もせずに起債を発行して解散させるんですかね。そのことについてどうなのかと。

それで、先ほど質問しましたけれども、説明会を開かないという意味は、私からすると、謝罪も何もない、財政状況どうだということ全く無視しているということだから住民無視ですよ。言い逃れですよ。だから、それについて、そういう意見が、考え持っておられるんやったら持っていると言ってくださいよ。だから、その点についてどうなのか。なぜ、住民説明会を開かないのかと。これで十分だというふうに思われるんですね。そのことについてもう一回質問いたします。

それから、5月15日まで意見聞きました。その後、この意見書をウェブで公開すると言っていますけれども、これをベースにして住民説明会したらどうですか。先ほど言うたように、総合出資計画を出して、過去に何ぼのお金を出して、これからまた何ぼお金を出すねん、要するに住民の負担が幾らあるのかということを経括する必要があるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

それから、金利の話になりますけれども、私は、損害保険会社で財務運用を8年間をやっておりました。債権の発行とか、運用等しておりました。それで、単純に起債を30億円発行

した場合ね、金利が0.1%違うと300万違うわけです、10年で3,000万違うわけです。それで、もちろん0.5%金利削減したという補正予算でありますけれども、もし0.5変動すれば1,500万円、10年で1億5,000万になるわけですよ。そういうことで、河合町として、この債権を発行する時期について、どう考えているのか。ただ事務処理をするために、いや、起債の条件をお願いしてと言っているようなこれなるわけですけども、そういうふうにして日本の金利の金融緩和がさらに進んで金利低下するかもしれませんが、米国の経済回復したときに金利が例えばぼっと上がっちゃうということもあるわけですよ、0.5ぐらいすぐ上がる可能性あるんですよ。

そういうことをシナリオとして描きながら、いつ起債するのかということを事務处理的に前倒しできるものがあつたら、住民は知っておく必要がありますよね。そういう考えなしで、ただ単なるスケジュール的に、いや、9月起債ですよというような考え方でいっているのは、これは行政の考え方ですわ。民間企業では、そういうことは許されないですよ。だから、その点について明確にどういう金利のシナリオでいっているのか、ただ単なるもう事務処理しかできませんねやというねやつたら、そういう回答お願いしたいと思います。

それから、住民の足を守るということについては、今、回答いただきました。これからも、いろいろと運営協議会を活用していただいて、もう少し具体的に、例えば何人乗っているかというのはわかりますけれども、効率的にうまいこといっているのかどうかということです。そのためにはルートを変えないといけないとかということも、住民を入れて話をしてほしいんですよ、個別の話をね。それが、協議会で話しすると一点張りですけども、それは総論の話になりますので、具体的にどうなのかについてを、これからも検討お願いしたいと思います。

それから、オレオレ詐欺、いろいろ努力されておりますけれども、非常に苦悩されていると思いますけれども、なかなか決め手がないというのは現状だと思います。それで、私の考え方は、銀行でいかに振り込みとめるかということなんですよ。そのためには、行政がどうしたらいいのか。例えば、銀行さんはどういうふうにしてマニュアルのつくっておられる、マニュアルの開示を要求したんですけども、一議員ではあかんと言われたんですけどもね。それで、そうすると行政としてね、例えば金融機関に対するやっぱり連携をしていくと、やっぱり行政からアプローチするしかないんですよ。だから、そういう点で行政のほうに金融機関から具体的に、マニュアルをくれと言いませんけれども、どういうところを注意したらいいのか。例えば、振り込み書に何のために振り込むかとか、そういうのを書いてもら

うとか、それでそういう担当の女性がおって、高齢者、70歳以上の人についてはね、500万以上だったらお尋ねするとかね、そういうようなことを銀行ができるかどうかとかいうことについて行政の力をお願いしたいと思いますけれどもね。この点について質問、もう一回、確認をお願いしたいと思います。

○総務部次長（竹田裕昭） 議長。

○議長（池原真智子） 総務部次長。

○総務部次長（竹田裕昭） 解散プラン、内容についてあれで十分かということですが、当然、過去の決算、そういうふうなものを考えますと、資料としてはまだまだ十分ではないというふうに思っております。ただ、現在出せる資料につきましては、あの解散プランということで考えております。

それと、先ほども言いましたように、パブリックコメントをいただいて、その意見に対して正確に、各人に送るように回答することが、それで説明責任を果たしていきたいというふうに考えております。

○財政課長（福井敏夫） 議長。

○議長（池原真智子） 財政課長。

○財政課長（福井敏夫） 三セク債のレートの話でございます。地方公共団体、先ほども申しましたように、起債を発行するについてはいろんな条件ございます。当然、それを条件をクリアしながら知事の許可を得た時点で、当然それまでも金融機関との協議は進めながら並行して、できる限り低利の金利で借りるように努めてまいりたいと考えております。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 議長。

○議長（池原真智子） 安心安全課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 振り込め詐欺なんですけど、金融機関が業務上知り得た内容に関しましては、たとえ我々行政が申し入れても、法的根拠がなければ情報提供してもらえないものではありません。それで、情報提供されない以上、金融機関の対策についてこれまた論じることができません。そういったことから、我々は町に求められている啓発という役割についてきっちりこなすことが重要だと考えております。それで、その際に発生事案の手口や状況等の情報を金融機関、警察、町の三者で共有することは大いに必要であるというふうに考えております。それで、金融機関への対策強化につきましては、警察を介して要望していきたいというふうに考えております。

以上です。



○7番（西村 潔） 議長。

○議長（池原真智子） 西村議員、時間が来ておりますのでまとめてください。

○7番（西村 潔） まず、ポイントだけ言いますと、このプランの情報だけしか考えておられないということで、私が言いましたように、総合収支書というのを出せるかどうか、回答お願いしたいと思います。

○議長（池原真智子） 総務部次長。

○総務部次長（竹田裕昭） 今、即答できませんので、また検討してご回答させていただきたいと思います。

○議長（池原真智子） これにて、西村 潔議員の質問を終結いたします。

---

◇ 森 尾 和 正

○議長（池原真智子） 4番目に、森尾和正議員、登壇の上、質問願います。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（池原真智子） 森尾議員。

（5番 森尾和正 登壇）

○5番（森尾和正） 5番、森尾和正が通告書に基づいて質問いたします。

3つの質問をいたします。

災害時の要援護者名簿について。

地震や風水害などの際、自力で避難するのが困難な高齢者や障害者を災害時要援護者といいます。全国の市町村では、災害時に備え、こうした人たちを把握し、援助計画をつくる基礎にするため名簿を作成しています。国の災害時要援護者の避難支援、ガイドラインに基づくものです。要援護者には、乳幼児、妊婦、外国人なども含まれています。災害時には市町村が名簿を自治会や住民の自主防災組織などに開示、近隣住民らが要援護者らのもとに駆けつけ、避難誘導や安否確認に当たります。ただ、個人情報保護との関係もあり、名簿の整備は容易ではありません。市町村の個人情報保護令では、通常、目的外利用や外部提供を禁じています。しかし、緊急時などの例外規定があるので、これを適用できます。名簿を整備済みの市町村は2012年4月時点で64%、整備中は33%。

ただ、東日本大震災では、名簿があっても市町村が開示をためらうなどして避難や安否確

認などに生かされなかった例がありました。災害時に迅速に対応するには、平常時から町が自治会や協力団体との連携を密にし、個別の支援プランを立てておく必要があると思います。このため、新たに条例を設け、平常時から協力団体に名簿を開示できるようにする自治体が増えてきています。河合町の現在の状況と今後の方針を教えてください。

2番、学校給食のアレルギー対策について。

昨年12月、調布市の小学校で粉チーズ入りのチジミを食べた食物アレルギーによる死亡事故が発生しました。学校でのアレルギー事故は年々増加し、今年年間300件以上に上っています。ここ数年、国は、健康的な食生活を学習する食育の一環として、アレルギーがある子供への給食の対応を求めてきました。しかし、アレルギーによるリスクを防ぐ具体的な方策は学校に任されており、専用調理室の整備やリスク情報の共有は必ずしも十分とは言えないのが実情です。調布市の事故の経緯と教育現場のアレルギー対策の模索を通じて給食のあり方について考えなければいけません。河合町は、どのような対策をされていますか。また、今後の方針を教えてください。

3番、町バスの補助席のシートベルトについて。

道路交通法が改正になって、後部座席もシートベルト装着が義務づけられました。しかし、バスの場合は、補助席などは努力義務です。定員約40名が約30名になり、人数が減って各団体が困っています。住民の安全上、仕方がないことです。しかし、一般道路使用の近距離などの場合は、シートベルトなしの補助席の使用もしてもいいと思います。町の考えとバスの今後の運行方針を教えてください。

質問があれば、自席にて質問させていただきます。

○福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（池原真智子） 福祉政策課長。

○福祉政策課長（杉本正範） それでは、私のほうからは、災害時の要援護者の名簿についてということで、お答えさせていただきます。

災害時の要援護者名簿につきましては、現在整備中でございます。名簿の作成に当たりましては、特に高齢者の方につきましては民生児童委員さんの協力を得まして進めているところでございます。個人情報に過敏になられている方もおられますので、慎重に進めているところでございます。

昨年の5月に、民生児童委員のPR活動の一環としまして、ひとり暮らしの高齢者宅を訪問していただきました。まず、顔を覚えていただき信頼関係を築くところから始めていただ

きました。そして、昨年秋に再び訪問していただき、登録を希望される方のお手伝いをしていただきました。また、昨年8月に広報紙で登録を募っております。25年度は、登録していただいた方のフォローアップを検討していただいております。そのほか、避難が困難な障害者の方などにつきましては、直接、登録用紙の郵送を予定しております、そのための予算計上を今年度、25年度で行っております。災害はいつ起こるかもしれませんので、一日も早く名簿の整備を行いたいと考えております。

以上です。

○教育総務課長（御輿善弘） はい、議長。

○議長（池原真智子） 教育総務課長。

○教育総務課長（御輿善弘） 私のほうからは、学校給食のアレルギー対策についてをお答えさせていただきます。

学校給食のアレルギー対策については、主に3つの方法をとっております。

1番目には、アレルゲンとなる食材を調理前または調理後に除いた除去食。

2番目には、除去されただけでできない場合は代替食。代替食を行う場合、加工食品を使用するときは必ず納入業者に配合表を提出させております。また、除去食、代替食を行う場合には、事故防止の観点から詳細な状況を把握するために、除去すべき食材、どの程度まで除去すべきかわかる医師の診断書または指示書を提出してもらっております。

3番目には、学校給食が対応困難な場合には、保護者と十分な話し合いの上、家庭から弁当を持参してもらっております。

このような方法でアレルギー対策を講じております。今後におきましても十分に注意を払い、安全で安心な学校給食を提供してまいりたいと考えております。

以上です。

○総務部次長（竹田裕昭） 議長。

○議長（池原真智子） 総務部次長。

○総務部次長（竹田裕昭） 私のほうからは、町バスの補助席のシートベルト、それから今後の運行についてお答えいたします。

町バスの補助席につきましては、シートベルトがありません。そのため、走行中の安全確保のため補助席は使用していません。一般道路の使用で、近距離の運行でも走行中の危険回避のための急制動、急ブレーキなど、シートベルト非着用であった場合の危険性は変わりないと考えます。今後も、補助席の使用は考えておりません。

次に、町バスの今後の運行ですが、現在、購入から17年経過しており、車両の老朽化が進んでおります。また、ディーゼル車流入規制による運行区域の縮小など運行条件が厳しくなっております。そのような状況ですけれども、バスを買いかえるとなると多額の費用を要するため、将来的には廃止を視野に入れて現在考えております。

以上です。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（池原真智子） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 1番の災害時の要援護者名簿についてですけれども、民生さんに頼んでいるとおっしゃっていますけれども、民生さんではなかなか大変と思います。そやから、町でね、今、郵送していろいろとおっしゃいましたけれども、その3つの方法ありまして、町からでしたら手挙げ方式で市町村が広報紙などで登録を呼びかけ、希望者のみを登録する。また、もう一つの同意方式は、個別に呼びかけ、同意した人だけ登録する。もう一つは関係機関協議方式で、介護保険や障害者で市町村の各部署が管理する個人情報を持ち寄って作成する。その方式で、民生さんだけに頼っていたらしんどいのですので、どういう方式をされますか。

それと、アレルギーの疾患のことですけれども、河合町立の小・中学校で食物アレルギー疾患を持っている生徒は何人ぐらいおられますか。

それと、町バスのことですけれども、近距離でも一般道でも安全上は危ないからだめということで、将来的にはいろんな面で経費もかかるから廃止ということですが、今現在のきっちりした定員は何人ですか、運転手以外で。

○福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（池原真智子） 福祉政策課長。

○福祉政策課長（杉本正範） 登録につきましてですけれども、1つ目の手挙げ方式なんですけれども、これは昨年、広報に出したところ、2名しか手を挙げられなかったということで、ちょっとこの方法では進まないかなと思まして民生児童委員さんに協力願っているところなんですけれども、あと25年度では、2点目の直接郵送による方式ということも考えておりまして、あと関係団体と自治会とか、介護を受けている方も結構おられますので、そのような事業者さんの協力も得まして進めてまいりたいと思います。

○教育総務課長（御輿善弘） 議長。

○議長（池原真智子） 教育総務課長。

○教育総務課長（御輿善弘） アレルギー対応をしている人数につきましては49名です。

○総務部次長（竹田裕昭） 議長。

○議長（池原真智子） 総務部次長。

○総務部次長（竹田裕昭） バスの定員ですけれども、運転手、それからガイド席、それを含んで42名、ですから乗客は40名が定員です。それで、補助席、それから非常口のどこ、補助席が7席、非常口が2席、シートベルトがない席が9席ということで、現在の定員は31名ということにしております。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（池原真智子） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 今、要援護者の名簿は整備中っておっしゃっていますけれども、大体いつごろまでにできる予定ですか。

それと、食物アレルギーですけれども、疾患を持つ生徒の家庭と学校とがどのような連携をとれていますか。

それと、町バスの件ですけれども、定員31名、非常口の座席は使えないという例を聞きましてけれども、それはどうですか、教えてください。

○福祉政策課長（杉本正範） 議長。

○議長（池原真智子） 福祉政策課長。

○福祉政策課長（杉本正範） 名簿の整備ですけれども、一日も早く整備を行いたいと思いますけれども、25年度、できるだけ早い時期に行いたいと思います。

○教育総務課長（御輿善弘） 議長。

○議長（池原真智子） 教育総務課長。

○教育総務課長（御輿善弘） 家庭との連携につきましては、就学時の健康診断のときに保護者と食物アレルギーについての相談を受け、対応をまいっております。

○総務部次長（竹田裕昭） 議長。

○議長（池原真智子） 総務部次長。

○総務部次長（竹田裕昭） 非常口の横の座席については、折り畳みできるようシートベルトが備えつけられてません。ですから、その座席は使えないということになっております。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（池原真智子） はい、森尾議員。

○5番（森尾和正） 要援護者名簿のことですけれども、災害時の人命救助は黄金の72時間と

呼ばれ、初動が鍵となります。停電など有線・無線通信が途絶した場合を考えると、やっぱり平常時から協力団体や自治会と密に連絡し、名簿を開示して早急にする必要があると思いますが、そういう名簿ができた場合、協力団体や自治会等に名簿を開示をしてくれはりますか、それをお答えください。

それと、アレルギーのことですけれども、保護者などに健診のときに打ち合わせするということですけれども、家庭との連携については個別に1カ月分の献立表とか、材料の配合量を見せて、きっちりとお互いに確認し合うということはどうですか、お答えください。

○福祉部長（中尾博幸） 議長。

○議長（池原真智子） 福祉部長。

○福祉部長（中尾博幸） 要援護者の名簿、これにつきましては、議員もおっしゃっていますように、大変重要であるということは十分認識をしております。それにつきましては、まずやっぱり民生児童委員さんを中心としまして地域の方の状況を把握していただくというのと同時に、例えば地域包括で行っております地域ケアマネジャー会議、この中では事業所さんは事業所さんの中で、例えば自分の担当しておられる住民の方の情報というのをまとめていただいております。それで言いますと、やはり町だけではなくて、もちろん自治会、それからそういう関係団体、この辺のやっぱり協力ということは今後も考えていかなきゃなりませんし、教育していかなきゃならないというふうに思っております。それで、名簿の開示ということにつきましては、当初の町の計画ではあつては、名簿を作成しまして地域の民生委員さんですか、のほうにお渡しをしまして、災害があればそれを活用していただくという方向では一応考えております。

○教育部次長（井筒 匠） 議長。

○議長（池原真智子） 教育部次長。

○教育部次長（井筒 匠） 給食のアレルギーということで、ご質問で当初触れられました東京調布市の事件というか、事故ですけれども、いわゆる課長が申しあげましたような形で、ここも除去食をこの女の子に対しては出していたようでございます。ただ、具体的なチジミなんですけれども、粉チーズが通常入っているんですけれども、それを抜いたチジミを子供に最初与えていたと。それで、幾らか残ったので誰か要りませんかということで、その5年生の女の子が食べた分に、要するに乳製品が入ってましたのでショック死をしたという、こういう状況です。それで、教育委員会あるいは学校もその辺はかなり重く受けとめていただいて、当然、報道もありました。それで、文科省あるいは県教委のほうからも、そういった形

の注意喚起ということで文書来ております。

それで、1月か、2月の校長会あるいは教頭会で共通の認識をしたと。とりあえず保護者との連携あるいは現場、栄養教師あるいは養護担当、担任教師、この辺の連携も密にしないと、あの東京の調布市というのは若干防げた部分があるのかなということで、かなり問題になったように思います。そういうことがないように、引き続き、今までも課長が申しましたような取り組みはやっておりますが、一層注意をするということでご理解をいただきたいと  
思います。

○議長（池原真智子） 森尾議員。

○5番（森尾和正） この要援護者は年々変化していきますけれども、名簿を作成してもまた新たに新しい人がなってくるので、1年とか2年とか、どのぐらいの単位でまた名簿の切りかえとかを考えられますか。

それと、このアレルギーのことですけれども、いつもは普通なのに、小麦、エビなどの給食を食べた後、激しい運動をして皮膚障害、呼吸困難、目まい、意識障害等の症状を起こしてショック死するケースがあります。それは、学校で言えば6時間目の授業のときの6時間目に体育の授業などがあったときにあるそうです。それは、何か名前はアナフィラキシーというらしいですけれども、そういうことは、そやから6時間目の授業は体育は避けたほうがいいと思いますけれども、それについてどう思われますか。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（池原真智子） 福祉部長。

○福祉部長（中尾博幸） 今、議員おっしゃっていますように、登録された方の状況、これは確かにおっしゃっているとおり年々変化をします。また、移動もございまして河合町に入ってくる方もおられますし、例えば今登録された方も、例えば今は元気でも要介護状態になるとか、それで言いますと、基本的には、毎年その辺の変化をフォローアップというんですか、を調査をしなければならないというふうには考えております。

○教育部次長（井筒 匠） 議長。

○議長（池原真智子） 教育部次長。

○教育部次長（井筒 匠） 6時間目の授業ということなんですけれども、いずれにしましてもアレルギーの対応ということで言いますと、そのガイドラインも設け、先ほど課長も言いましたように、お医者さんとのやりとりもあったりする状況の中で、基本的には親御さんとのやりとりの中でかなり情報はいただいていると思いますし、現状もそういう運用はさせ

ていただいているというふうに思います。個別に運動したからという部分で、それは当然配慮はしないといけないと思いますけれども、ここで6時間目という話は、ちょっとどうなのかなというふうに思っております。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（池原真智子） はい、森尾議員。

○5番（森尾和正） 今のアレルギーですけれども、子供のアレルギー食品、アレルギーは複雑化してわかりにくいアレルギーを持っている子供が増えています。アレルギー対応食については、今のさっきの場合のアナフィラキシーもそうですけれども、最新の情報を得て勉強する必要があると思いますが、どういうふうに考えておられますか。

○教育部次長（井筒 匠） はい、議長。

○議長（池原真智子） 教育部次長。

○教育部次長（井筒 匠） 今現状20品目で、先ほども申しあげましたように、現場で栄養教諭あるいは養護教諭、それと給食担当の教諭、これ定期的に会議をしています。当然、給食の部分で、それはアレルギーだけではないんですが、アレルギーのことも含めて意見交換をしているような状況でございます。当然、勉強もしています。それで、私ども教育委員会の職員も入っておりますので、常にそういう形の勉強であるとか、情報提供であるとかということとは、させていただいておるといふふうに認識はしております。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（池原真智子） はい、森尾議員。

○5番（森尾和正） 要援護者名簿、住民の何かあったときの弱者のために、一層早く、一刻も早く整備していただきたいと思います。

それと、アレルギーについては、いろいろ保護者とも連絡を密にとって、わかりにくいアレルギーもこれから出てきますので、さらにこれから新しい勉強してほしいと思います。

これでほんなら私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（池原真智子） これにて、森尾和正議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。午後は1時から再開いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分



○議長（池原真智子） 再開します。

---

◇ 谷 本 昌 弘

○議長（池原真智子） 5番目に、谷本昌弘議員、登壇の上、質問願います。

○9番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（池原真智子） 谷本議員。

（9番 谷本昌弘 登壇）

○9番（谷本昌弘） 非常に寂しい質問になってしまいました。通告書に従いまして、次の質問をさせていただきます。

①公共の建物のメンテナンスについて、②第一小学校、修理されないウッドデッキについての2点でございます。

形あるもの、いずれ腐食するか腐敗して、その形が、機能が壊れていきます。その都度、手を加えることによって、そのものの寿命や機能、ある程度長く延ばすことができます。例えば、プールの管理棟の屋根、休んでいたプールの営業を再開するに当たり、担当課の職員の方たちの手によってカラーベストの屋根のペンキを塗っていただきました。また、総合グラウンドの入り口の案内板とそのポールにも塗っていただきました。また、中央公民館の2階、3階のベランダの手すり、真っ赤にさびておりましたが、いずれも職員の方たちのこの自発的な働きによってペンキを塗っていただきました。当分の間、その寿命は延びたことと思います。本当に、この自発的にやっていただいたことが大変ありがたい、感謝しております。

同じように、体育館の屋根あるいはシルバー人材センターの屋根、相当にさびついております。今、メンテナンスしないと、近々、大きな出費が必要になることと思います。こちらのほうは素人の手では無理かと思いますが、ペンキ塗りの予定、近々あるのか、お聞きいたします。

同じく、ペンキ塗りをしたにもかかわらず壊れてしまった第一小学校のベランダのウッドデッキ、通行したり遊ぶにはもはや危険な状態ですので、2年ほど前から全て通行どめになっております。設計上、ウッドデッキは随所にあるわけですが、今やこの全てのデッキのこ

の土台の上部に根太木というものははわされておりますが、本来その根太木にウッドデッキの製品をビスどめするわけでありますが、そのウッドデッキのその根太木という部分がほとんど腐ってしまって上からのビスが入らないということで通行どめの修繕ができないというような状態になっておりまして、今では通行どめの禁止措置がとられております。学校側からも、PTAの保護者の方たちからも、その処置に対し、早くから何度も要望されております。いつまでこの通行どめのような状態が続くのでしょうか、お尋ねします。

第一小学校は、新築で開校され、今年で10年目の築約10年の学校です。デザイン及び教室のそのすぐれた機能で、華々しく県下にデビューした小学校です。ウッドデッキも、学校の自慢の一つでした。そのデッキが開校七、八年目で全てだめになってしまってよいものでしょうかと。

一つ、お聞きいたします。これらのように七、八年でデッキが壊れてしまうということ、想定されておったことか、また想定外のことであったのか。ウッドデッキの保証期間というものはあるのでしょうか。また、設計図面の仕様書にあるように、適正にそれらの材料、あるいは施工そのものが適正にされておったのかといったことなどなど、お聞きいたします。

あとは自席にて質問、答弁させていただきます。

○福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（池原真智子） 福祉政策課長。

○福祉政策課長（杉本正範） シルバー人材センターの屋根の件でございますが、シルバー人材センターが入ります旧老人福祉センターにつきましては、適時、補修の必要な箇所から行ってきたところございまして、ご指摘の屋根につきましては、今のところ雨漏りなど報告を受けておりませんが、私も確認したところ、さびている箇所もかなりございまして、今後対応を検討していきたいと考えております。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（池原真智子） 福祉部長。

○福祉部長（中尾博幸） 町立体育館の屋根、これにつきましては、スポーツ施設そのものもほかにもございまして、計画的に検討してまいりたいというふうに思っております。

○教育総務課長（御輿善弘） 議長。

○議長（池原真智子） 教育総務課長。

○教育総務課長（御輿善弘） 私のほうからは、第一小学校のウッドデッキの関係で回答させていただきます。

第一小学校のウッドデッキに使用されている部材については、アメリカ産の針葉樹「米杉」でございます。木材である以上、半永久的に使用に耐えるということにはできないことから、当然メンテナンスも必要ということで、職員、教職員の手で防腐剤ないし部分補修を行ってきたところでございます。また、ウッドデッキの下には雨水が流れる水路やますがあることから、湿気により劣化が進みやすい環境であるということも事実です。

今後におきましては、撤去してコンクリートで補修するというふうなことも考えておりましたが、それぞれの学校の緊急性のある箇所の修理を優先せざるを得ない現状です。今後はウッドデッキのスペースを無駄にしないよう、できるだけ早期に解決したいと思っております。

○9番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（池原真智子） 谷本議員。

○9番（谷本昌弘） この材料そのものが米杉ということをお聞きいたしまして、ウッドデッキというものは、絶えず屋外で使うということを想定されておりますので、その米杉、その材料そのものを防腐加工というものがなされております。ほとんどウッドデッキとして使用する場合は、防腐加工、AACという防腐加工、これは使用されておるといふ材料を使うわけですが、それらの使用されておる材料でしょうか、お聞きいたします。

○教育総務課長（御輿善弘） 議長。

○議長（池原真智子） 教育総務課長。

○教育総務課長（御輿善弘） 当然、設計書どおりに米杉を使用するということになっておりますので、当然そのような加工はされていると考えております。

○9番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（池原真智子） 谷本議員。

○9番（谷本昌弘） 確認されたわけですか。それらのそういうふうな、あくまでもそれを信用されて施工されたものでしょうか。

○教育部次長（井筒 匠） はい、議長。

○議長（池原真智子） 教育部次長。

○教育部次長（井筒 匠） 部材についてということなんですけれども、当然、設計段階の判断があると思います。それで、私も調べましたら、ウエスタンレッドシダー、いわゆる北米産の杉です。それで、通常こういうウッドデッキに使われる材料、いわゆるウエスタンレッドシダーといのは、むしろ一般的だというふうに認識をしております。ただ、議員ご指摘の

ように、ちょっと劣化が早いという状況があります。私も見ましたら、要するに台座の部分がかなり腐食していると、ほんで、ぱたんぱたんという状況になって、現状、子供が通ったら危ないというような状況があって、そこは使わせていないということなんですけれども…。少なくとも設計書なりを確認させていただいた状況の中で、この部材が適当でないということではなくて、むしろ一般的で、その設置箇所とか、いろいろ環境によって劣化も違います。

ただ、これまでも上部については防腐剤を塗ったりというようなこととしておる状況がありますので、そのあたりの部材については設計どおりですので問題にならないのかな。ただ、若干その劣化が早いという部分については、ちょっと推察の域、超えないんですけれども、課長が申しあげましたように、雨水をずっと下へ流すような状況があって、台座の部分が、水につかるんじゃないかと、どうも湿気があったのかなというふうな、今、推察をしておるところでございます。

○9番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（池原真智子） 谷本議員。

○9番（谷本昌弘） 材料そのものは適正ではないかと思われるというところですが、一つお聞きいたします。同じようなウッドデッキ、これ豆山の郷にもあります。豆山の郷のウッドデッキ、これ1階のベランダ、2階のベランダにも使われておるわけですが、豆山の郷のウッドデッキ、豆山の郷そのものが開園してから13年という月日が経過しております。13年で、私、その現地へ行って確認しておりますが、今、強度的には何ら損傷ありません。13年たったウッドデッキがほとんど当時の強度そのままを保っております。片や、これ築10年の小学校、傷み出して七、八年で壊れておるということに、私、これ非常にね、合点いかんわけです。その辺、13年の秋に開館したその豆山がもって、後からわざわざかおくれて築10年足らずの小学校のウッドデッキがなぜ修理もきかんぐらい壊れとんのかという、その辺を、私、検討されたことあるのかなと思ってね、それをお聞きいたします。

○教育部次長（井筒 匠） はい、議長。

○議長（池原真智子） 教育部次長。

○教育部次長（井筒 匠） まず、委員、今おっしゃられた豆山の郷の部材、調べたらウリンというんですけれども、いわゆるウエスタンレッドシダーというのは北米産の杉ですけれども、これは東南アジアの広葉樹で、いいますとその一般、いわゆるウッドデッキで一般的なものは、このウリン、私、申しあげました小学校で使われているウエスタンレッドシダー。そ

それぞれ長短、短所も長所もあると思います。ウリンにつきましては、非常にあくが強い。それで、要するに色が衣服についたりという短所がございます。それで、これも推察の域、超えないんですけども、その辺あたりで学校の教室の最寄りのというところで一定の判断があるのかなというふうにも思いますので、確かに議員おっしゃるように、豆山の郷のウッドデッキと小学校の今問題になっているウッドデッキ、全く劣化の仕方が違うのは、私も把握しているところでございます。

○9番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（池原真智子） 谷本議員。

○9番（谷本昌弘） そしたら、それでいいと思われるんですか。もう、壊れてしもうたから、もうそんで仕方ないってこう思われるわけですか。その学校で使われておる、屋外で使われておる子供が走り回って遊ぶところということは、最初からこれわかり切ったところです。そしたら、そういうふうに耐用年数とか、あるいは強度的なもんというのは、最初からそれ想定して使うものと違いますか。私、その辺がね、壊れたからもうそんでやりかえると、ほんだからこれ耐用年数とか、施工とか、そういう保証期間、ウッドデッキに対する保証期間というものは、先ほど答弁の質問のところで言いましたが、保証期間あるわけですか、お願いします。

○教育部次長（井筒 匠） 議長。

○議長（池原真智子） 教育部次長。

○教育部次長（井筒 匠） 決して、それだからいいということではないんですけども、今、その部材の比較ということでウリンにはそういう短所もあって色がついたりするということもあるので、その当時はそういう一定の判断が働いたのかなというふうに思います。ただ、今見た設計書には、いわゆるその米杉を使うということしか、今現状確認しているのはそういうことで、実際、具体的にいついつまでという表現はなかったように、私も思います。ですんで、その保証という部分については今現状で難しいという判断の中で、それこそ部分的な補修も含めて取り組んできたのかなというふうに思います。

○9番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（池原真智子） 谷本議員。

○9番（谷本昌弘） あのね、本当にね、私、壊れたからしゃあないと、それはウッドデッキですんで部材はたくさんあります、おっしゃるように、たくさん種類がありますんで、どのような部材を使うか、それは設計図面に使用されておる部材ですんでよかったんかもしれま

せんけれどもね、あれ見る限り、施工上の問題が多々あるんじゃないかと、私、思っております。そう言いますのも、私、小学校のそのウッドデッキ、あれ実際ビスでもんでおりますけれども、あれ外して頭、床の下へわざわざ首入れて現に確認しております。どこが一番悪いかといいますとね、先ほど言いましたように、土台があつて、土台の上に根太木という一本はわすわけです。その根太木というその上にウッドデッキを乗せて、それをビスどめするわけです。そやから、その根太木そのものが小学校の場合はほとんど傷んで腐っております。

そやから、ウッドデッキだけを取りかえてもビスどめする下の土台が腐食してしもとるからもう修理でけへんわけです。そして、木製である以上、当然腐ります。そやから、雨降ってきた場合、上はペンキ塗ってメンテしようとも、その下の根太木という部分がそれペンキ塗られへんわけです。そやから、その下の根太木に木製使われておるといところがこれ非常に問題なわけです。ところが、私、馬見丘陵公園とか、こういうその豆山の郷とか、ウッドデッキ、その後、至るところのウッドデッキ、歩いて見てきました。なぜ、その強度そのまま保っておるかというのは、その根太木の部分がほとんどと言ってええほど腐食しない金属、アルミの板で施工されておるわけです。そやから、万一そのウッドデッキそのものの本体が傷んだかて下がアルミですんで、ビスは幾らでも上のデッキさえ交換したらビスがききよるから、補強、補修、幾らでもできるわけです。

ところが、小学校のその根太木そのものが全て木製で施工しておりますんで、ビスがきかんわけです。そやから、もう朽ちるに任せるしかしようないわけです。その辺が、私、これね、学校のそういうウッドデッキ、公共的なもん、そこまで加味されておったんかな、どうかなって、こう、私、思いましてね、それで、何でこんなところに、そういうことはわかり切ったようなところが何でそういうふうに施工されてないのかと。そやから、小学校の校庭の隅にウッドデッキの交換できるように、校長先生に聞いたら、あれが交換できるように部材置いてくれてはりますねんと。なるほど交換用に部材は置いてくれてはったかて、しかえようにもその根太木という本来ビスをとめるその一番の重要ところが腐食しておりますんで、それを取りかえん限り、修繕もでけへんわけです。

その辺を、これ、私、何でね、こういう公共的な建物というものは屋外で使用するということを百も承知で、皆さん方、これちゃんと想定してそういう根太木になるもんをアルミのそういう腐食しない金属で施工するわけですわ。それ、木製で施工されておるといとうと、大変残念に思ってしゃあないわけですねんね。その辺のことを、ちゃんと学校の担当者も、あるいは設計事務所とか、その施工される業者の方も、その辺を考慮されて小学校のそれに当た

りはったかどうかということを再度お聞きいたします。

○教育部次長（井筒 匠） はい、議長。

○議長（池原真智子） 教育部次長。

○教育部次長（井筒 匠） 一定のそういう判断の中で、当然、設計も進み、工事にも着手したというふうに、私は思っております。

○9番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（池原真智子） 谷本議員。

○9番（谷本昌弘） そしたら、七、八年で壊れてもそんでしゃあないという結論で片づけはるわけですか。

○教育部次長（井筒 匠） はい、議長。

○議長（池原真智子） 教育部次長。

○教育部次長（井筒 匠） 仕方ないという言い方はしませんけれども、一定のそういう判断の中で進められた、そのものが劣化をした。おっしゃるように、確かに七、八年、短いというふうに思います。その辺は、当然、いま一度、検討しないといけないと思いますけれども、いわゆる保証の問題ということになってくると、今の現状では難しいのかなというふうには思います。

○9番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（池原真智子） 谷本議員。

○9番（谷本昌弘） そしたら、今そういうふうに学校側からも、そしてPTAのお母さんたちからも、そのように、その処置について早く何とかしてくれという要望が出ていますね。それに対して教育委員会のほうでは、もう二、三年も前に通行どめの処置とられて二、三年の経過しておるわけです。ほいで、今現状はまだ通行どめされたような状態ですんで、結論はまだ出ませんか、どのようにされるという結論は。

○教育部次長（井筒 匠） 議長。

○議長（池原真智子） 教育部次長。

○教育部次長（井筒 匠） 現実的に変わっていない状況というのは、私も認識をしております。それで、学校全体の話、ここで申しわけないんですけども、かなり老朽化が進んでおりまして、少なくともその自身が故障してしまうという部分があると学校の運営はできないという部分が当然優先されてきたわけです。それで、今の部分ではその木材で補修はできないということはあるんですけども、部分的に北側の、私も、現場行ったつもりなんですけ

れども、部分的に補修できる部分と、やっぱり順次、要するに何カ所かに分けてでも対応していきたいというふうには今現状は思っています。

○9番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（池原真智子） 谷本議員。

○9番（谷本昌弘） 学校はね、かなりいろいろ、ウッドデッキに限らず、この、何ていいますかね、お母さん方のその要望に対して、なかなか行政が答え出せない。一応ね、このウッドデッキについて、何もこの件に関しましては一般質問をこれなかなかこんなところで答弁しておったかって結論出らんと思いますんで、学校、この一般質問終わってからでも後日で結構です。教育委員会の方と私と、あるいはまた大工さんなり、そういう専門的な方と現地で、一回、現地を見ながらその検証、これやっていただけますか。

○議長（池原真智子） 教育部次長。

○教育部次長（井筒 匠） させていただきたいと思います。

○議長（池原真智子） 谷本議員。

○9番（谷本昌弘） 一度、検証していただくということですので、それではこのような問題、できるとかできやんとか、こういう空論、机の上で話ししておっても始まりません。現地のほうで検証するということですので、またそしたら後日、きょうはもうこの質問はこれで終わりますけれども、また後日、そしたら現地のほうで教育委員会の方と検証させていただきます。終わります。

○議長（池原真智子） これにて、谷本昌弘議員の質問を終結いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（池原真智子） お諮りします。

本日は、これにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会します。ご苦労さんでした。

散会 午後 1時24分





地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議

長

池原真智子

署名議員

中尾伊佐男

署名議員

岡井誠也